

○大槌町養育医療給付実施要綱

平成 25 年 3 月 15 日

告示第 29 号

改正 平成 25 年 7 月 29 日告示第 122 号

改正 平成 26 年 6 月 26 日告示第 90 号

改正 平成 28 年 1 月 1 日

改正 平成 29 年 9 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高率であるばかりでなく、心身に障害を残すことも多い。このことから、医療を必要とする未熟児に対して生後速やかに養育に必要な医療の給付を行うため、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づく養育医療の給付については、法及び母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(養育医療の対象)

第 2 条 養育医療の対象は、法第 6 条第 6 項に規定する町内に居住する未熟児であって、医師が入院による養育を必要と認めたものとする。

2 前項における「居住する」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 22 条の規定によるものとする。ただし、住所がないもの若しくは明らかでないもの又は日本の国外に住所を有するものについては、同法第 23 条又は第 24 条の規定による居所をもって住所とみなす。

3 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受ける者の住所は、保護の実施機関が認定した居所又は現在地を所管する保健所の管内に住所を有するものとみなす。

4 法第 6 条第 6 項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、次のいずれかの症状等を有しているものをいう。

(1) 出生時の体重が 2,000 グラム以下の者

(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示す者

ア 一般状態

(ア) 運動不安又はけいれんがある者

(イ) 運動が異常に少ない者

イ 体温が摂氏 34 度以下の者

ウ 呼吸器、循環器系

(ア) 強度のチアノーゼが持続する者、又はチアノーゼ発作を繰り返す者

(イ) 呼吸数が毎分 50 以上で増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下の者

(ウ) 出血傾向が強い者

エ 消化器系

(ア) 生後 24 時間以上排便がない者

(イ) 生後 48 時間以上おう吐が持続している者

(ウ) 血性吐物又は血性便のある者

オ 黄疸

生後数時間以内に現れるか又は異常に強い黄疸のある者

(医療保険各法及び生活保護法との関係)

第 3 条 養育医療の給付を受ける未熟児が医療保険各法による被保険者又は被扶養者である場合は、医療保険各法による給付が行われ、本人又はその扶養義務者が直接負担する部分について養育医療の給付を行うものとする。

2 生活保護法による医療扶助対象者に対する養育医療の給付は、その給付の対象となる者が、入院を要する程度の未熟児であるときは、生活保護法による医療扶助に優先して行うものとする。

(指定養育医療機関)

第 4 条 法第 20 条の規定に基づく養育医療の給付を受ける未熟児を入院させることのできる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 産科又は小児科を標ぼうしていること。
- (2) 独立した未熟児用の病室を有すること。
- (3) 保育器、酸素吸入装置その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。
- (4) 未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること。

2 指定養育医療機関は、未熟児の医療が専門以外にわたるときは、指定養育医療機関担当規程（昭和 40 年厚生省告示第 573 号）及び保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）に定めるところにより、適切な措置を講じるものとする。

3 指定養育医療機関は、移送用保育器及び酸素吸入装置を整備し、移送を必要とする場合は、医師及び看護師の付添いのもとに救急用自動車等により移送するよう配慮するものとする。

(給付の範囲)

第 5 条 養育医療の給付の範囲は、法第 20 条の規定により次のとおりとし、看護及び移送を除き、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）における給付と同様の現物給付とする。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の給付
- (3) 医学的処置、手術その他の治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

(給付の申請)

第 6 条 養育医療の給付の申請は、省令第 9 条第 1 項の規定によるものとし、養育医療給付申請書（様式第 1 号）に養育医療意見書（様式第 2 号）、世帯調書（様式第 3 号）及び同意書（様式第 3 号の 2）を添えて行わなければならない。

2 給付の申請を行う者は、未熟児の保護者（以下「申請者」という。）とする。この場合における「保護者」とは、法第6条第4項で定める親権を行う者、後見人その他の者で、当該未熟児を現に監護する者をいう。

3 申請者は、世帯調書（様式第3号）に法第21条の4の規定により町長が養育の給付を受けた者又はその扶養義務者から徴収すべき額を決定するために必要な所得に関する次の書類を提出するものとする。

- (1) 前年分の源泉徴収票（給与所得がある場合）
- (2) 前年分の所得税額を証明する書類（事業者又は町民税の所得割が課税されている場合）
- (3) 当該年度の町民税額を証明する書類（町民税の所得割が課税されていない場合）
- (4) 未熟児と生計を同じくする世帯の扶養義務者が生活保護法による被保護者である場合には、その事実を証明する書類

4 町長は、生活保護世帯等の未熟児で移送及び付添看護を必要とする者からの申し出があった場合は、その取扱いについて、県と事前に協議を行うものとする。

（給付の決定）

第7条 町長は、養育医療給付申請書を受理したときは、速やかに申請書に記載された内容を審査し、必要に応じて申請者に追加資料の提出を求め、関係者に照会する等の措置を講じ、養育医療の給付の可否を決定するものとする。なお、審査に当たって特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、適切な者であるか。
- (2) 未熟児は、第2条第4項に掲げる要件を満たしているか。
- (3) 意見書は、指定養育医療機関の医師が作成したものであるか。
- (4) 提出された所得に関する書類は、適切であり不足はないか。

2 町長は、養育医療の給付を決定したときは、養育医療給付決定通知書（様式第4号）及び養育医療券（様式第5号。以下「医療券」という。）を申請者に交付するとともに、第1項の規定に基づく養育医療の給付決定について、様式第6号により指定養育医療機関に医療券の写しを添えて通知するものとする。また、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、速やかにその理由を明らかにして申請者及び意見書を作成した医療機関に通知するものとする。

3 養育医療の診療予定期間の始期は、原則として当該指定養育医療機関の医療開始日に遡る取扱いとする。

4 町長は、養育医療の給付を決定したときは、養育医療給付台帳（様式第7号）を作成するものとする。

5 医療券の交付を受けた者は、当該医療券を指定養育医療機関に提出のうえ、医療を受けるものとする。

（医療券の作成）

第8条 医療券の有効期限は、養育医療意見書に記載された診療予定期間と同一とする。

ただし、診療予定期間の終期が月の中途の日である場合は、当該月の末日までとする。

(給付の継続)

第9条 申請者は、医療券に記載された診療予定期間を超えて養育医療を継続する必要がある場合には、養育医療継続申請書(様式第8号)により当該診療予定期間内に養育医療の継続を申請(以下「継続申請」という。)することができる。

2 継続申請に必要な書類は、第6条第3項に準じるものとする。ただし、所得に関する書類について、前回の申請のときと変動がない場合は、省略できるものとする。

3 町長は、継続申請書を受理した時は、第7条に準じて給付の可否を決定するものとする。この場合、受給者番号は、既に給付決定した受給者番号と同一の番号を用いるものとし、継続治療承認書(様式第9号)を交付するものとする。

(医療券の返還及び再交付)

第10条 養育医療の給付期間が満了したとき、退院及び死亡等により養育医療の給付の事実が終了したとき又は医療を受けることを中止したときは、申請者は、速やかに医療券を町長に返還するものとする。

2 医療券を紛失又は棄損した場合は、申請者は、養育医療券(継続治療承認書)再交付申請書(様式第10号。以下「再交付申請書」という。)により再交付の申請を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による再交付申請書を受理したときは、内容を確認のうえ、第8条又は第9条第3項の規定に準じて医療券又は継続治療承認書を再交付するものとする。この場合、再交付した医療券又は継続治療承認書の右上に「再交付」と朱書きすることとし、3回目以降は、その回数を記載するものとする。

(指定養育医療機関の変更)

第11条 養育医療の給付を受ける未熟児が、やむを得ない理由により指定養育医療機関を変更する場合(以下「転院」という。)は、転院を必要とする理由を記載した意見書(養育医療意見書の症状の経過欄への記載で可)を添え、第6条に準じて新たに申請するものとする。ただし、養育医療給付申請の際、既に転院している場合にあっては、転院前及び転院後の指定養育医療機関の医師が作成した意見書を同時に提出するものとする。

(申請事項等の変更)

第12条 申請者は、申請書等の記載事項の変更が生じた場合は、申請事項等変更届(様式第11号)により変更事項が確認できる書類を添えて町長に届け出るものとする。

(居住地の変更)

第13条 前条の規定のうち、当該未熟児が他市町村へ居住地を変更する場合は、次により必要な手続を行うものとする。

(1) 申請者は、居住地変更届(様式第12号)を町長に提出すること。

(2) 町長は、申請者に対して、転出先の市町村で新たに給付申請を行うよう指導するとともに、転出年月日を明記の上、給付申請書、給付決定通知書、養育医療券及び給付台帳の各々の写しを転出先の養育医療給付の実施機関に送付すること。

(3) 町長は、指定養育医療機関に対し、転出年月日をもって費用負担者が変更になる旨通知すること。

(診療報酬)

第14条 指定養育医療機関に対する診療報酬の請求、審査及び支払に関する事務は、岩手県社会保険診療報酬支払基金及び岩手県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(費用の徴収等)

第15条 町長は、法第21条の4第1項の規定に基づき、法第20条の規定に基づく養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用について、「未熟児養育医療費等の国庫負担について」(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)の別紙「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱」の別表第1に基づき町長が決定する額を徴収しなければならない。

2 町長は、決定した徴収費用額に係る納入通知書を扶養義務者に送付するものとする。この場合、町長は当該月に要した養育医療に係る費用の総額及び公費負担額等を養育医療給付にかかる徴収費用額等について(様式第13号)により扶養義務者へ通知するものとする。

(給付の終了)

第16条 指定養育医療機関は、養育医療の給付が終了した場合は、町長宛て養育医療給付終了通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(徴収費用額の変更)

第17条 町長は、前条による養育医療給付終了通知書を受領した場合は、診療報酬の額の内容等と照合の上、必要に応じて徴収費用額の変更の決定を行うものとする。

(給付台帳の整備)

第18条 町長は、診療報酬の額の内容の通知を受けた場合は、当該事項を給付台帳に転記するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。